

Title	スウェーデンにおける被害者補償制度
Sub Title	Neue Gesetzgebung über das staatliche Entschädigungssystem in Schweden
Author	宮沢, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1974
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.47, No.8 (1974. 8) ,p.57- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19740815-0057">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19740815-0057</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## スウェーデンにおける被害者補償制度

宮 沢 浩 一

## はじめに

北欧諸国のうち、経済的に最も恵まれていたスウェーデンの刑事政策的諸制度においては、極めて注目すべき多くの実験が行なわれている<sup>(1)</sup>。今日において、西欧の諸国は、多くの視察団を送りこみ、

施設内処遇、施設外の社会復帰のための方策を検討する機会を多く作っている。一方、スウェーデンからも、研究者や実務家が国際的な会議に出席し、その実践的成果を広く知らせる努力を行なっている。最近でも、昨年（一九七三年）十月に、ハンブルクで開催された比較法学会において、ストックホルム大学のハンス・トルンステット教授 (Hans Thornstedt) が、日教罰金制について、スウェーデンの状況を報告したし、本年五月三〇、三一の両日、ウィーンで開催されたヨーロッパ司法大臣会議（一八国が参加の由）の席上、スウェーデンの司法大臣レンナルト・ガイエル (Tennart Geijer) が、同国の被害者補償の規定とその改正の計画について報告をしたとい

スウェーデンにおける被害者補償制度

う<sup>(2)</sup>。このいずれについても、シムソン参事官が原稿の独訳を担当している。これまでのところ、残念ながら、両報告とも入手していないので、内容をつまびらかにすることはできない。

北欧諸国の法制度は、言語的な障礙のため、ヨーロッパ諸国においても、なかなか正確な情報を入手することはできないようであるが、わが国においては、この事情に加えて、地理的な障礙もあつて、なかなか実情が伝わらないきらいがある。

現に、わが国で、被害者補償について、関心を持ち、かなりの情報を持つている研究者の論稿にも、「スウェーデンも近いうちにこれを新設する予定になっている」という記述がある程度しか、伝わっていない。しかし、これは、別稿において指摘したように、正確ではない<sup>(3)</sup>。すでに、一九七一年に、「被害者補償に関する勅令」が実施され、現に、相当数の補償が行なわれている。

昨年一月一三日に、東京の学士会館で開催された日本刑法学会第四七回大会の第二日目の「被害者学と被害者補償制度」に関する

シンポジウムの席上において、私は、スウェーデンで集めた同国の「被害者補償制度」に関する知見を、若干、紹介した。そこでの討論の要約は、刑法雑誌に公刊される筈であるが、編集の都合で、まだ日の目をみていない。<sup>(4)</sup>

昨年八月二十五日から九月一日まで、私はスウェーデンを再訪した。その旅行の目的は、一九六二年にはじめて同国の土をふみ、少年保護の状況をつぶさに見学し<sup>(5)</sup>、併せて、一九六二年に公布された「新児童福祉法」<sup>(6)</sup>の法文を持ち帰った経験をふまえ、その後の一二年間に、さらに発展した矯正の状況を、刑務所を中心として視察し、併せて、被害者補償法の法文とその運用の状況を学ぶという二点にしぼつたのであつた。幸いにして、シムソン氏の好意的な仲介により八月二十八日に、司法省を訪ね、ペル・イェルムステン参事官(Per Jerntzen)の事務室において、担当の二人の係官をまじえて、スウェーデンの被害者補償法の内容とその実際の運用の概況を質問する機会を得た。

なお、入手した「被害者補償に関する勅令」(資料II)及び「申請書」<sup>(8)</sup>の用紙(資料III a・b)は、日本に送り、東京家庭裁判所の坂田仁調査官の協力を得て、日本語の仮訳の作成が同氏の手により出来上つた。帰国後、同氏とともに、原文に当つて一応の訳をつけてみたが、これの全容を、本稿に公刊することにす。

いつものことながら、すぐれたスウェーデン語の知識によつて、筆者の研究に多大の援助をおしまない坂田調査官に対して、心からの感謝を申し上げます。

- (1) 多くの文献のうち、特に、森下忠・北欧における保安処分、保安処分の研究 一三九頁以下、同・スウェーデンの矯正制度、刑法改正と刑事政策、一九六頁以下、吉川経夫・北欧諸国における保安処分制度、法学志林六八巻三・四号一頁以下、同・北欧諸国、平場・平野編・刑法改正の研究I概論、総則、一七〇頁以下、白井滋夫・ヨーロッパ諸国における犯罪者処遇の実情と刑事立法改正の動向(一六)(一七)、警察研究三八巻八号六七頁以下、一〇号七三頁以下、宮沢浩一・一九六五年スウェーデン新刑法典における「制裁」について、判例タイムズ二〇二号四頁以下、同・一九六五年スウェーデン刑法典、宮沢浩一・坂田仁・スウェーデン少年法制、少年法改正資料一九号、シムソン・宮沢訳・スウェーデンの刑罰観と犯罪者処遇、法律時報四六巻六号二〇頁以下。
- (2) 一九七四年六月六日付、シムソン氏の私信による。
- (3) 宮沢浩一・オーストリアの「被害者補償制度」について、法学研究四七巻五号五一頁。
- (4) 刑法雑誌一九巻四号所収予定。
- (5) 宮沢浩一・スウェーデンにおける非行少年問題とその対策、法学研究三五巻八号一頁以下。その後の状況については、坂田仁・スウェーデンの少年刑務所と少年福祉学校、法学研究四四巻八号二五頁以下参照。
- (6) 宮沢浩一・坂田仁・スウェーデンにおける新児童福祉法、法学研究三八巻一一号五一頁以下、前出・スウェーデンの少年法制八頁以下に再録。
- (7) Kungl. Maj:ts kungörelse om ersättning av allmänna medel för personskada på grund av brott; given Solfero den 18 juni 1971.
- (8) 申請書用紙は、生存被害者の分は緑色の野であり、遺族用の用紙はこげ茶色の野である。

## 一 「被害者補償制度」の発展

スウェーデンにおいても、他の諸国と同様に、被害者補償制度の最初の形態は、「刑事補償法」として制度化された。本稿の付録として訳出した「有罪でないのに勾留されまたは処罰された者に対し、一定の場合に補償することに関する法律（一九四五年四月二三日法律第一一八号）」<sup>(9)</sup>がそれである（資料I a）。この法律は、その後、二度にわたつてごくわずかな部分改正を加えられている。一つは、一九五八年一月一〇日、法律第一三三号であり（資料I b）、他は、一九六四年三月二〇日、法律第一九八号である（資料I c）。一九五八年の改正は、補償に関する請求手続について、規定を簡明にしたものであるが、一九六四年の改正は、一九六二年に公布されたスウェーデン刑法典において、制裁の種類が拘禁と罰金の代替自由刑とされたのに伴つて修正の必要が生じたための改正である。

その後、スウェーデンにおいては、着々と社会福祉法制が整備され、各種の保険や年金の支給により、犯罪の被害者に対して、その身体的な損害について補填を受けられるようになった。もとより、保険金を支払つた限度内での給付であり、労働能力の減退についての補填は、各種の年金制度に加入している者に限られていた。一方、民事賠償については、一九七二年六月二日の「損害賠償法」<sup>(12)</sup>が公布され、同年七月一日に施行されることとなり、賠償能力ある加害者から、物的、経済的損害について賠償を受ける範囲が拡大された。しかし、此の場合にも、損害負担能力のない犯罪者から、金銭

スウェーデンにおける被害者補償制度

的な賠償を受けることはできない。この新立法によつても、物的損害に対する国費による補償を制度化する必要性が依然として残つているが、一九七一年の勅令では、後に述べるように、犯罪による被害を人身に対する損害に限定しているため、犯罪の被害者には、全面的に補償を受けられないという状況が依然として残つている。シムソン氏からの最近の便りによると、被害者補償の可能性は、人身に対する損害から、物的損害へと拡大される計画があるということである。此の場合には、さし当つて、詐欺罪と横領罪の被害者について補償の可能性が検討されているという。もつとも、窃盗については、損害を保険により大幅にカバーされる例が多いので、さし当つては考慮の外に置かれているという。いずれにせよ、財産的損害の場合には、被害者が不当な利得をうる可能性があるため、人身に対する損害の補償の場合よりも、欺瞞的な申請に対するチェックの方法の点で、多くの解決しなければならない難問が残つて居り、被害者の側の責任とか収入状態の良好な場合の給付額の減額などの措置も考慮され、一定の水準の富者は、給付を受けられないといった配慮も必要の由である。さらに、申請の受理機関として、現在では、司法省がこれに当つているが、将来は、司法省から独立した官署の手によつて取り扱われるように、制度が改められるかも知れないとのことである。もつとも、これらは、現在のところ、まだ、写真の作成の段階であるという。<sup>(13)</sup>

(9) Svensk Författningssamling 1945, Nr 118, Lag, om ersättning i vissa fall af oskyldigt häktade eller dömda, m. d.; given Stockholms

slott den 13 april 1945.

(11) Svensk Författningssamling 1958 Nr 13 Lag angående ändring i lagen den 13 april 1945 (nr 118) om ersättning i vissa fall åt oskyldigt häktade eller dömda m. d.; given Stockholms slott den 10 januari 1958.

(12) Svensk Författningssamling 1964 Nr 198 Lag angående ändrad lydelse av 2 och 3 §§ lagen den 13 april 1945 (nr 118) om ersättning i vissa fall åt oskyldigt häktade eller dömda m. d.; given Stockholms slott den 20 mars 1964. 注 〇・〇・10 は、法務省刑事局の委嘱をうけ、邦訳をして提出したが、公刊されていない。

(13) Svensk Författningssamling 1972 Nr 207 Stadsrådsbeslut; given Stockholms slott den 2 juni 1972. なお、此の法律によつても、他日、邦訳して紹介したいと考えている。

(13) 注 2 にあげた私信。なお、スウェーデンでは、犯罪者処遇法(行刑法)が、一九七四年四月一九日に国会を通過した。Lag om beräkning av strafftid m. m. 及び Lag om kriminalvård i anstalt. がこれである。司法省のイェヘルムステン参事官から、国会提出の最終草案を去年、ストックホルムで入手し、仮訳をつけていたが、今回の法律は、かなり手直しをしている。これらの資料についても、なるべく早い機会に、邦訳し、公刊したいと考えている。

## 二 「被害者補償制度」 の運用の現況

司法省における質疑で知り得た事実のうち、比較法制上、参考になると思われる問題点について、左に列挙してみたい。

① 犯罪の被害者に対する金銭的な援助の法制度は、多様な側面から考慮された。まず、一般的な損害賠償法の整備について二十数年前から準備がなされたのだが、その成果として現われたのが、前に指摘した「新損害賠償法」(一九七二年)である。しかし、この制度によつてカバーされる者は、比較的経済的に恵まれた犯罪者によつて攻撃された被害者である。多くの犯罪者は、財産を持っていないので、切角の「損害賠償法」も、これらの「貧困な犯罪者」から被害を受けた者を助けることはできない。

一方、各種の保険制度は、スウェーデンの福祉政策が充実するに伴つて、多岐にわたり市民生活を保障するようになってきている。ことに、家庭保険(Heimversicherung)が普及することによつて、約八〇%の人々の生活がこれにより保障されるに至つた。スウェーデンの人口は、現在約八〇〇万人であり、そのうち、成人は、約三六〇万人である。保険制度は、他の国と比べて、はるかに充実しているが、殊に、此の家庭保険の実用化により、市民生活が効果的に支えられるようになった。これに加入している家庭では、被保険者のみならず、その家族に対しても、給付がなされる。そして、この保険の範囲は、生命・身体に対する損害はもとより、一定の限度で、侵入窃盗などにより生じた物的損害も填補されるのである。しかし、保険制度による損害の填補は、保険の性質上、保険料の額によつては、給付額が少ない場合や何らかの事情によつて、保険契約を締結しえない場合には、これによる救済は得られない。さらに、最近の健康保険法の改正で欠陥が除かれたそうであるが、つい最近まで、

歯の治療に対しては、健康保険の給付はなかつたというから、犯罪人の攻撃により、歯を折つたりした者に対する歯科治療は、健康保険によりカバーされなかつた。

いずれにしても、右のように、損害賠償法や保険制度によつて保護されない「被害者」の気の毒な状況に対して、何らかの法的救済の必要があるという考慮が、新しいタイプの法制度を生む現実的契機となつた。

②この種の「被害者救済制度」についての論議も、二十数年前から活発に交わされ、一般人の間でも論じられていた。

当初、正式の法制度検討機関である「シュルユイター委員会」において、当時、ルーマニアにおいて実用化されていた罰金を基金として、国家が被害者に賠償を支払うのに利用するという制度も検討されたという。この方式は、すでに、一九二一年のフェリー草案において提案されていたものである。他方、近時にいたり、国会議員の有志の間でも、犯罪被害者に対する各種の提案がなされ、その際、犯罪の被害を受けた者の悲惨な状態を指摘し、国家が損害賠償を犯人に代つて支払うよう、積極的に介入すべきであるという要求が出された。

しかし、司法省内において、此の問題が検討された過程においては、国家が犯罪の被害に対して責めを負うべきであるとする一般規定を設けることは不可能であるという見解に傾き、その代りに、この法制度の基礎には、社会的な理由と人道的な理由とが置かれるべきであるとされた。もつとも、右のうち、社会的な理由について

スウェーデンにおける被害者補償制度

は、これを強調しすぎることによつて、かえつて不満感が生じるとして反対する声が強かつた。力点は、従つて、犯罪の被害をうけ、作業能力を減じ、その結果として、生活状態が苦しくなつた気の毒な被害者の生活を防衛するという「人道的な観点」に置かれてい

る。これらの考慮の結果生れた制度——その法的基礎は、法律ではなくて、勅令の形をとり、あくまでも暫定的、試験的な性格をもつ——は、さし当つて、「特殊な事例について、副次的な救済手段」と考えられている。つまり、各種の社会福祉制度、保険による給付をまず考慮し、それを補う形で用いられるという体裁をとつてい

る。従つて、その要件として掲げられているように、「緊急の必要があり、かつ重大な被害を受けた事件」に限つて用いられるのである。その法律関係は、被害者に「請求権」を与えるということではなくて、具体的事情を勘案して給付を決定するという「裁量事項」であると観念されている。この点については、勅令の第三条に、はつきりと、「国王がこれを審査する」という文言を用いて、「裁量行為」であることを明記している。実務上、被害者から提出される「申請額」は、慰謝料ではないと考えられている。

③現在では、第一条に明記されているように、「人身被害」に限

定されている。もつとも、ここにいう「人身被害 (Personskada)」という概念は、「人に対する罪」(例えば、殺人、暴行、傷害)の被害よりも広く、例えば、強盗犯人の用いた暴行により受けた「人身損害」、強姦の被害者の身体に加えられた「人身損害」なども含まれる。要

するに、いかなる犯罪によるかということによるのではなく、被害者に、いかなる人身損害が生じたかという観点の下で、補償の必要性が検討せられる。

④補償の金額であるが、第二条第二項にあるように、三〇〇クロイン(約二万三千元)以下の補償は認められない。補償金額の上限には制限がないが、勿論、年度予算の枠内で支払われるという事柄の性質による制約はある。準備段階で一応考えられたのは、五万クロイン(三百七十五万円)程度のところであつたという。(付表第四面の説明書参照)

此の制度は、右に述べたように、犯罪の被害を受けた者の生活上の支障を除去しようという狙いで出来たものであるから、犯人が不明の場合においても、被害を受けたことの証明がなされさえするならば、補償を行なう。

⑤本制度が施行された一九七一年七月五日には、約三五〇件の申請が出されたが、そのうち、約二三〇件に補償が認められた。

申請が認められなかつた約一二〇件について、その原因をみると、六〇―七〇件は、一九七〇年末よりも以前に発生した事件にかかる申請であり、六〇件については、保険による給付が充分になされ、本制度による援助は余計であるとされた。又、申請のうち、

三〇―四〇件については、申請者自身が犯罪に関与し、喧嘩闘争によつてまきこまれたという理由によつて却下された。右の二三〇件に対する支給補償金額は、全体で、二五万五千クローン(約一千九百万円)であつた。

シュムソン氏の手紙によると、一九七二・七三会計年度においては、全部で二四〇件、合計二〇万クローン(約一千五百万円)であつた。政府が計上し、支出を予定していた金額は、年間二〇〇万クローン(約一億五千万円)である。従つて、立法者が当初考えていたよりも申請数は少ないし、認定がきびしいことが分る。もつとも、これは、本制度が、まだ国民の間に、充分知られていないことにもよるであらう。

補償金の支給について、若干の事例をあげると、最高額は、四万八千クローン(約三百六十万円)であつて、犯罪者の攻撃により両眼を失明した者に与えられた。しかし、平均して、五〇〇クローン(約三万八千円)から一千クローン(約七万五千円)といつたところであつて、犯罪による人身損害で失つた労働報酬、作業能力に対して補償がなされた。

さらに、此の制度は、勤務中に負傷した警察官の公傷に対しても支払われる。これは、一寸、考えられないことであるが、スウェーデンの団体保険では、この場合に給付がないので本制度によりカバーされるのであるという。

⑥欺瞞的申請に対する考慮として、イギリスの場合に、家族間で犯された人身損害について適用除外が考慮されたということであるが、スウェーデンの場合には、初めから、この種の制約は設けていないということであつた。勿論、「裁定」に当つて、具体的事案につき、慎重かつ厳格な検討が加えられることで、不当な利得の生ずることが防がれるわけであらう。

すでに、くりかえし指摘したように、本制度の運用は、行政的な数量行為で行なわれるから、保険でカバーしても、金額的に不足であると考えられるときは、保険料に併せて、被害補償金を支払い、合算して二〇万クローン(約一千五百万円)まで支払うことができることになつてゐるという。

⑦最後に、第五条に、補償金の支払いをうけた者は、補償の限度額内で、加害者に対する刑事損害補償請求権を国に譲渡するとあるが、国家はこの権利を行使することについては、慎重であるという。というわけは、これを強行することによつて、犯罪人の社会復帰に支障をきたさしめるなどということは、スウェーデンの刑事政策的思考の枠を越えることであるからである。

勿論、施設内処遇を受けている犯罪者が、任意に、作業報酬から被害者に損害賠償を支払うことは可能である。殊に、ティルベルガー刑務所(Thilbergar)では、その受刑者に対して、世間並みの賃金を支払つてゐるから、被害者に対する賠償、自分の家族への送金、帰休で帰宅する際の土産物購入、出所後の生計費の積立金、所内小遣いなどに使用することが可能であるというが、これは、現在のところは、例外的な場合であるという。

X X X

以上で説明したところから、ヨーロッパ大陸において、はじめて「被害補償制度」を法制化し、現に実行しているスウェーデンの状況の一端が明らかになつたと思われる。英米と比べると、実用化の

スウェーデンにおける被害者補償制度

点で、もう一步と思われる点がないわけではないが、一九七二年に法制化されたオーストリアの「被害補償制度」と比べれば、内容的には、はるかに実効性のある制度であると言つてよいであろう。

英米型の「被害者補償制度」が、どちらかというところ「民事賠償の国家による肩代り」という性格を持つてゐるのに対して、スウェーデンの場合には、オーストリアと同様、社会福祉政策の一環ないしは、その補足的な制度という性格を色濃く持つてゐる点で、特徴的であると思われる。

#### 資料 I a

有罪でないのに勾留されまたは処罰された者等に対し、一定の場合に補償することに關する法律 (Lag den 13 april 1945)

第一条 ある者が犯罪の被疑者として勾留されかつその者が当該犯罪に關し無罪の判決を受け、その者に対して提起された公訴が取り下げられ、またはその者に対する公訴が提起されることなく捜査が中止されたときは、以下に規定するところにより、他の結果が生じる場合を除き、勾留および勾留に引きつづき拘置された期間につき、その者は、公費により、拘置によつて生じた自由の侵害に対する補償を得る権利を有する。勾留に關する右の規定は、二四時間以上、犯罪の被疑者として拘置され、または旅行禁止処分を受けた者にも適用する。

被疑者が捜査もしくは訴追を回避し、またはその他の方法によ



り、捜査もしくは訴追を免れようとした場合、被疑者が証拠を湮滅もしくは他の方法により事案の調査を困難ならしめた場合、または被疑者が裁判所の内外における虚偽の陳述により、もしくは悪意の自首により、または故意に自ら勾留され、拘留されもしくは旅行禁止処分が付されるようにしむけた場合には、補償は支払われない。その他の場合であつて、情況により補償を支払うべき理由のない場合にも、補償は支払われない。

第二条 懲役、禁固または罰金の代替刑の判決を受けた者が、その全部または一部の執行を受けかつその後違法な判決に対する抗告または再審の申立に従い、その者を無罪にする判決またはその者がすでに執行を受けた刑よりも軽い刑を科する判決が宣告された場合には、その者は、後に釈放されることとなつた刑の全部または一部の執行を理由として公費による補償を受ける権利を有する。ただし、裁判所の内外における虚偽の陳述もしくは悪意の自首によりもしくは故意に自ら実刑の判決を受けるようしむけた場合はこの限りでない。

第三条 前二条の規定のうち、第一条は、未確定の判決により強制教育処分のための施設または少年刑務所に収容された者について、第二条は、確定判決により上記施設に収容されまたは治療処分もしくは抑留処分に付された者についてそれぞれ準用する。

第四条 補償は、失われた労働収入、その他の生活の侵害および必要経費に対して支払われる。正当な理由の存する場合には、自由の侵害に伴う苦痛に対しても補償を支払うことができる。  
補償の請求権は、補償が決定する以前にこれを譲渡することはできない。補償請求権者が補償決定以前に死亡した場合には、遺産財団が死者の受けた損失および必要経費に対する補償請求の申立を提起する権利を有する。

第五条 第一条による補償の請求は、公訴が提起されている場合には、責任の有無の問題を取扱つている訴訟手続の中でこれを提起しなければならぬ。公訴が提起されていない場合又は請求が右の方法で提出されなかつた場合には、右請求は犯罪についての公訴を取扱つかまたは責任の有無の問題を最後に取扱うべき裁判所に、書面による申立によりこれを提出しなければならない。請求は、公訴を提起しない旨の検察官の決定を請求人が知つた日、または判決が下つた場合もしくは公訴が取下げられた場合には、事件における終局決定が確定した日より三ヶ月以内に、提出されなければならない。

第二条による補償の請求は、無罪又は刑の執行停止の問題が取扱われている訴訟手続の中でこれを提出しなければならない。請求が右の方法で提出されなかつた場合には、右請求は、最後に当該事項を取扱つた裁判所に、右事項に関する判決が確定した日より三ヶ月以内に、書面によりこれを提出しなければならない。

補償の請求を提出できる訴訟手続の中で、申立の内容を第一条または第二条による補償の権利の存否の確定に限定することを望む者がいた場合には、その者は右の権限を行使できる。裁判所は適当と認める場合、金額決定の問題を右の特別な申立による審理にゆだねることもできる。右の場合において、金額決定の問題は、前二項に規定する方法と期間により、第一審裁判所として公訴の係属した裁判所にこれを提出しなければならない。

補償の要求に関して、検察官に意見を述べる機会を与えなければならぬ。また、検察官は、公益のためにも訴訟を進行する権利を有する。

第六条 補償に関する請求が、責任の有無の問題を取扱った訴訟手続外でなされた場合、右の請求の審理および裁判の際の裁判所の構成については、一般に公判における判決に適用される構成について定められている規定を適用する。請求が第一条による補償に関するものであり、かつ、裁判所が以前に責任の有無の問題に関する訴訟手続を取扱っていた場合には、右の問題に関して定められている規定が裁判所の構成に関して適用される。裁判所の裁判は決定による。

第七条 決定された補償は、補償に関する決定が確定した後、国庫より支払われるものとする。

請求人が刑事損害賠償として他の者より金銭を要求できる場合

スウェーデンにおける被害者補償制度

には、その者に対する権利は国がこれを取得する。

資料 I b

有罪でないのに勾留されまたは処罰された者等に対し一定の場合に補償することに関する法律を一部改正する法律 (Lag den 10 januari 1968)

第六条 補償に関する請求が、責任の有無の問題を取扱った訴訟手続外でなされた場合、右の請求の審理および裁判にあつた裁判所は、責任の有無の問題に関する訴訟手続に適用される構成で裁判をすることができる。裁判所が以前に責任の有無の問題についての訴訟手続を取扱わなかつた場合には、刑事訴訟手続における公判で、判決裁判所の構成に関して定められている規定を裁判所の構成について適用する。裁判所の裁判は決定による。

資料 I c

有罪でないのに勾留されまたは処罰された者等に対し一定の場合に補償することに関する法律の第二条および第三条の文言を変更する法律 (Lag den 20 mars 1964)

第二条 拘禁または罰金の代替刑の判決を受けた者が、その全部または一部の執行を受け、かつその後違法な判決に対する抗告または再審の申立に従い、その者を無罪にする判決またはその者が

すでに執行を受けた刑よりも軽い刑を科する判決が宣告された場合には、その者は、後に釈放されることとなつた刑の全部または一部の執行を理由として公費による補償を受ける権利を有する。ただし、裁判所の内外における虚偽の陳述もしくは悪意の自白により、もしくは故意に自ら実刑の判決を受けるようしむけた場合はこの限りでない。

第三条 前二条の規定のうち、第一条は、未確定の判決により刑法第二八章第三条に定められた処分の執行のための施設または少年刑務所に収容されもしくは軍事拘禁に付された者について、第二条は、確定判決により上記施設に収容されまたは軍事拘禁に付されもしくは抑留の執行のための施設に収容された者について、それぞれ準用する。

## 資料 II

犯罪による人身被害に対する公費による補償に関する勅令（一九七一年第五〇五号）

一九七一年六月一八日ソフィエロにおいて公布、一九七一年七月五日印刷

第一条 スウェーデン国内で犯された犯罪又はスウェーデンに住所を有する者に対して王国外で犯された犯罪による人身被害に対する国による補償金は、本勅令の定めるところにより支払われる。

犯罪が警察に告発されていない場合には、補償請求人が右の告発のなされなかつた妥当な理由を示したときのみ、補償金の支払がなされる。

第二条 補償金は、請求人に対する補償の必要を審査したのちに支払われる。右の審査に当つて、刑事損害賠償又は当該被害にもとづき請求人に帰属する他の補償請求権が考慮される。補償金の支払いは、人身被害における刑事損害賠償に関する一般的规定による限度額以下にとどめる。苦痛及び欠損又はその他の永続的な傷害については、特別な理由がある場合にのみ補償金の支払いがある。

第一項による審査の結果、請求人に対する補償の必要が三〇〇クローン未満の金額に評価されるべきものであることが判明したときは、補償金は支払われない。

第三条 補償金請求に関する事件は、国王がこれを審査する。

第四条 補償金の請求は、本勅令に付された書式に従つた書面により、司法省にこれを提出する。

本法による請求の記録には、警察の報告書、判決書、医師の診断書及びその他審査に必要な記録を添付しなければならない。警察の捜査が行なわれなかつたときは、被害の発生に関する他の信頼性のある調査結果を添付しなければならない。

本請求における請求人の陳述書は、宣誓の上なされたものでなければならぬ。

第五条 補償金の支払を受ける者は、補償金の金額を限度として、被害をもたらした者に対する刑事損害賠償の権利を国に譲渡しなければならぬ。

第六条 請求人の経済的条件に照して、相当な理由の存する場合に、公費による賠償決定額に、補償請求に関する事件の調査費用及び付添人に対する報酬を含めることができる。

本勅令は、これにもとづいて発布された原本に従い、勅令がスウェーデン法令全書中に印刷された日より効力を発し、一九七〇年の末日をすぎた後に発生した被害に適用される。

請求人<sup>1)</sup> (氏名, 職業/称号, 個人番号)

請 求  
日 付

郵便住所, 電話番号

司法省

103 10 ストックホルム 2

下に注意事項あり!

犯罪による人身被害を受けた者に対する公費による補償

犯 罪

1 場 所	2 時 間
3 犯罪を行なった者の氏名	
4 犯罪の概要	

警察の捜査等

1 告発 <input type="checkbox"/> あり	告発の場所と時間
<input type="checkbox"/> なし	告発しなかった理由
2 犯罪者 <input type="checkbox"/> 起訴されず	<input type="checkbox"/> 起訴されたが有罪判決なし
<input type="checkbox"/> 有罪判決を受けた	判決を言渡した裁判所, 判決番号(但し, 分れば)

被 害

1 被害の種類		
2 医療保護 <input type="checkbox"/> 受けた	病院の名称及び診療科名	
<input type="checkbox"/> 受けなかった		
3 第2項以外の場合に 診療を受けた医師, 又は歯科医師	称号, 氏名, 郵便住所, 電話番号	
4 疾病登録の期間	全登録期間	半登録期間
5 <input type="checkbox"/> 全治した	<input type="checkbox"/> 全治しない	残存症状
6 被害による後遺症, 永続的苦痛	概要	

<sup>1)</sup> 被害者が未成年の場合は法定代理人が申請する。

注 意

用紙のスペースが不十分な場合には, その他の場合は別紙に記載することができる。

請求書には警察の捜査報告書, 医師の証明書及びその他の書類で請求に必要なものを添付する。

## 経済状態

あなたの経済状態についての情報は地方税務事務所から取寄せます。

1 あなたは現金、銀行預金残高、有価証券の形で財産を持っていますか		2 あなたは不動産の形で財産を持っていますか	
<input type="checkbox"/> はい		<input type="checkbox"/> はい	
<input type="checkbox"/> いいえ		<input type="checkbox"/> いいえ	
3 夫(又は妻)及び同居の子に対する扶養義務	扶養義務		子の数と年齢
	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	
4 生活費扶助支払義務	<input type="checkbox"/> 前の夫(又は妻)に対し	月額	子の数と年齢
	<input type="checkbox"/> 未成年の子に対し	月額総額	

5 所得申告後の経済状態の変動があれば、ここにその範囲を示して下さい。	純所得の変化	財産の変化

犯罪による保険金支払等(任意保険があれば、それを活用しなかつた場合にも記入のこと)

A 社会保険	1 疾病給付 <sup>1)</sup>	2 生活扶助給付	3 休業補償給付
B 任意保険	1 生命保険、災害保険、年金保険(団体保険も)		
	会社名	保険番号	給付額
C 使用者よりの支払	2 刑事損害賠償保険		
	会社名	保険番号	給付額
	1 疾病ローン、疾病年金等 <sup>1)</sup>		

1) 金額を示すこと。

保険金支払等（つづき）

D 被害を負わせた者の 刑事損害賠償	1 刑事損害賠償	請求額	決定額	受領額
	<input type="checkbox"/> 請求した	決定額を受領しない場合はその理由		
	<input type="checkbox"/> 請求せず	刑事損害賠償を請求しなかつた理由		
E 国又は町村からの他の補償	1 受領額(例えば施設収容者の犯罪による被害の場合)			

補償要求額

1 損害にもとづく必要経費 (必要に応じ別の補充用紙 を使用のこと)			
2 逸失賃金			
3 労働能力の永続的損傷	補償請求の態様	金額	
	<input type="checkbox"/> 一時金 <input type="checkbox"/> 月払		
4 苦痛	5 欠損その他の永続的損傷		

その他の参考意見及び参考事項

 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
---

本請求書に述べた事項が真実であることを宣誓する。

本請求の証明のため必要な医師の診療を受ける意志のあることを宣言する。  
本請求を審理する機関が医師の診断書を取り寄せ、又私の財産状態について  
地方税務事務所より情報を取り寄せることに同意する。

本請求により取得した補償額を限度として本被害を生ぜしめた者に対する刑  
事損害賠償請求権を国に譲渡する。

-----  
(請求人の署名)

## 犯罪の被害者に対する国家補償

犯罪で被害を受けた者は、或る場合には国費による補償を受けとることができる。補償についての規則は、特別な勅令（スウェーデン法令全書1971年第505号）にある。

### 1. 補償を受けられる被害

補償の対象は、人身被害のみである。人身被害であれば、どのような犯罪によつて惹起されたものでもよい。犯罪は、スウェーデン国内で犯されたもののほか、国外にいるスウェーデンに住所を持つ者に対して行なわれたものでなければならない。被害は、1970年と1971年の年度がわり以降に起きたものでなければならない。

補償は、第1に、緊急な経済的必要を補うことを目的とする。補償は、被害に伴う各種の必要経費、例えば医療費、歯科医療費、個別的な扶助費用に対して支払われる。更に、休業補償も支払われる。休業補償は、過去及び将来の損失の双方について支払われるが、将来の休業補償は、被害が労働能力の永続的欠陥をもたらした場合に限られる。被害者が死亡した場合には、扶養を受ける権利のある遺族は、その扶養の損失を理由に補償金を受けることができる。例外的に、直接には非経済的性質をもつ被害に対しても補償金が支払われる。これは、犯罪が重篤かつ永続的苦痛又は後遺症、身体的欠陥をもたらした場合である。

### 2. どの程度の補償金が支払われるか

上記の補償金は、緊急の必要を充すだけのものであり、被害者を被害が起らなかったのと同じ状態に戻すことは考えられていない。

どの程度の補償金を支払うことができるかを判断することが問題となる場合、被害者又は遺族の収入及び資産状況が考慮される。又、当該犯罪による刑事損害賠償、同じ理由による公私の保険から支払われた金額も考慮される。被害者が自己の保有する保険による保障を完全に要求していることが前提となる。被害者がこれを実行していない場合には、その程度に応じ、国からの補償を請求する権利は減殺される。補償の必要性の評価額が300クローンに達しないときには、補償金は一切支払われない。状況がとくに悲惨な、例外的場合を除き、50,000クローン以上の補償金は支払われない。補償金は、通常、一時金として支払われるが、定期的な分割払いの決定もできる。

### 3. 補償金の請求方法

請求を審査する機関が、早期に補償請求権の形式的要件の存在（犯罪によつて惹起された被害か否か）について判断できることが重要である。それ故、請求が処理されるためには、警察の捜査が請求手続中に示されるか、又は請求人が警察へ告訴をしなかつた正当な理由が示され、事件の経過についての他の信頼できる調査結果が提出される、必要がある。

請求書中の陳述は、宣誓の上なされなければならない。すなわち、不正な陳述を行なつた者は処罰される。

請求人は、本請求について、法律扶助及び調査費用を受け取ることができる。通常、請求人は自ら請求を行なわなければならない。請求人が低い経済的状況にある場合、例外的に請求人は、請求費用について国庫から補償を受けることができる。



資料Ⅲ b

(第一面)

請求人<sup>1)</sup> (氏名, 職業/称号, 個人番号)

請 求  
日 付

郵便住所, 電話番号

司法省

103 10 ストックホルム 2

下に注意事項あり!

犯罪による人身被害について被害者から扶養される権利のあつた遺族に対する公費による補償

死 者

1 氏 名	2 個人番号
3 職業, 称号	4 死亡の日付
5 最後の郵便住所	
6 請求人の身分関係	

犯 罪

1 場 所	2 時 間
3 犯罪を行なつた者の氏名	
4 犯罪の概要	

警察の捜査等

1 告発の場所と時間	
2 犯 罪 者	
<input type="checkbox"/> 起訴されず	<input type="checkbox"/> 起訴されたが有罪判決なし
<input type="checkbox"/> 有罪判決を受けた	判決を言渡した裁判所, 判決番号(但し, 分れば)

1) 遺族が未成年の場合は法定代理人が請求する。

遺 族 の 請 求 書 注 意

注 意

用紙のスペースが不十分な場合には, その他の情報は別紙に記載することができる。

請求書には警察の捜査報告書, 医師の証明書及びその他の書類で請求に必要なものを添付する。

経済状態

請求人及び死者の経済状態についての情報は地方税務事務所から取り寄せます。

1 あなたは現金、銀行預金残高又は有価証券の形で財産を持っていますか	死者	請求人
	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> はい
	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> いいえ
2 あなたは不動産の形で財産を持っていますか	死者	請求人
	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> はい
	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> いいえ
3 夫(又は妻)及び同居の子に対する犯罪の時点での死者の扶養義務	扶養義務	子の数と年齢
	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
4 犯罪の時点での死者の生活費扶助支払義務	<input type="checkbox"/> 前の夫(又は妻)に対し	月 額
	<input type="checkbox"/> 未成年の子に対し	月額総額
		子の数と年齢
5 所得申告後の経済状態の変動があれば、ここにその範囲を示して下さい。	純所得の変化	財産の変化

犯罪による保険金支払等(任意保険があれば、それを活用しなかつた場合にも記入のこと)

A 社会保険	1 疾病給付 <sup>1)</sup>	2 生活扶助給付	3 休業補償給付
B 任意保険	1 生命保険, 災害保険, 年金保険(団体保険も)		
	会社名	保険番号	給付額
C 使用者よりの支払	2 刑事損害賠償保険		
	会社名	保険番号	給付額
	1 疾病ローン, 疾病年金等 <sup>1)</sup>		

<sup>1)</sup> 金額を示すこと。

保険金の支払等 (つづき)

C 使用者よりの支払	1 遺族年金, その他 <sup>1)</sup>			
D 被害を負わせた者の刑事損害賠償	1 刑事損害賠償	請求額	決定額	受領額
	<input type="text"/> 請求した	決定額を受領しない場合はその理由		
	<input type="text"/> 請求せず	刑事損害賠償を請求しなかつた理由		
E 国又は 町村からの他の補償	1 受給額(例えば施設収容者の犯罪による被害の場合)			
-----				

補償要求額

1 扶養の喪失	1 補償請求の態様	金額
	<input type="text"/> 一時金 <input type="text"/> 月払	

その他の参考意見及び参考事項

-----
-----
-----
-----
-----

本請求書に述べた事項が真実であることを宣誓する。

本請求を審理する機関が医師の診断書を取寄せ、又私の財産状態について地方税務事務所より情報を取寄せることに同意する。

本請求により取得した補償額を限度として本損害を生ぜしめた者に対する刑事損害賠償請求権を国に譲渡する。

-----  
(請求人の署名)

## 犯罪の被害者に対する国家補償

犯罪で被害を受けた者は、或る場合には国費による補償を受けとることができる。補償についての規則は、特別な勅令（スウェーデン法令全書1971年第505号）にある。

### 1. 補償を受けられる被害

補償の対象は、人身被害のみである。人身被害であれば、どのような犯罪によつて惹起されたものでもよい。犯罪は、スウェーデン国内で犯されたもののほか、国外にいるスウェーデンに住所を持つ者に対して行なわれたものでなければならない。被害は、1970年と1971年の年度がわり以降に起きたものでなければならない。

補償は、第1に、緊急な経済的必要を補うことを目的とする。補償は、被害に伴う各種の必要経費、例えば医療費、歯科医療費、個別的な扶助費用に対して支払われる。更に、休業補償も支払われる。休業補償は、過去及び将来の損失の双方について支払われるが、将来の休業補償は、被害が労働能力の永続的欠陥をもたらした場合に限られる。被害者が死亡した場合には、扶養を受ける権利のある遺族は、その扶養の損失を理由に補償金を受けることができる。例外的に、直接には非経済的性質をもつ被害に対しても補償金が支払われる。これは、犯罪が重篤かつ永続的苦痛又は後遺症、身体的欠陥をもたらした場合である。

### 2. どの程度の補償金が支払われるか

上記の補償金は、緊急の必要を充すだけのものであり、被害者を被害が起らなかったのと同じ状態に戻すことは考えられていない。

どの程度の補償金を支払うことができるかを判断することが問題となる場合、被害者又は遺族の収入及び資産状況が考慮される。又、当該犯罪による刑事損害賠償、同じ理由による公私の保険から支払われた金額も考慮される。被害者が自己の保有する保険による保障を完全に要求していることが前提となる。被害者がこれを実行していない場合には、その程度に応じ、国からの補償を請求する権利は減殺される。補償の必要性の評価額が300クローンに達しないときには、補償金は一切支払われない。状況がとくに悲惨な、例外的場合を除き、50,000クローン以上の補償金は支払われない。補償金は、通常、一時金として支払われるが、定期的な分割払いの決定もできる。

### 3. 補償金の請求方法

請求を審査する機関が、早期に補償請求権の形式的要件の存在（犯罪によつて惹起された被害か否か）について判断できることが重要である。それ故、請求が処理されるためには、警察の捜査が請求手続中に示されるか、又は請求人が警察へ告訴をしなかつた正当な理由が示され、事件の経過についての他の信頼できる調査結果が提出される、必要がある。

請求書中の陳述は、宣誓の上なされなければならない。すなわち、不正な陳述を行なつた者は処罰される。

請求人は、本請求について、法律扶助及び調査費用を受け取ることができる。通常、請求人は自ら請求を行なわなければならない。請求人が低い経済的状況にある場合、例外的に請求人は、請求費用について国庫から補償を受けることができる。